

交通局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 通勤届の虚偽申請

所 属	職 名	年 齢	処分内容	事案の概要
高速鉄道本部 川和乗務管理所 助役	運輸事務職員	56 歳	減給 1 号	令和4年2月から令和5年7月まで、通勤届の変更を怠り車で通勤していた。また、令和5年5月に所属で通勤方法を確認した際、通勤方法が通勤届と異なることを報告しなかった。

2 道路交通法違反

所 属	職 名	年 齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 保土ヶ谷営業所 バス運転手	運輸職員	50 歳	戒告	令和5年6月28日、32系統新県庁前14時25分発保土ヶ谷車庫前行きを運行中に阪東橋交差点を右折する際、対向右折帯を逆走した。
自動車本部 港北営業所 バス運転手	会計年度 任用職員	52 歳	戒告	令和5年10月1日、鶴見駅西口から港北車庫へ回送中、三ツ池公園北門入口交差点が赤信号にもかかわらず通過した。
自動車本部 港北営業所 バス運転手	運輸職員	51 歳	戒告	令和5年9月28日、38系統横浜駅西口行きの運行終了後、待機場所まで移動する際、シートベルトを装着しないまま走行した。
自動車本部 港北営業所 バス運転手	運輸職員	31 歳	戒告	令和5年10月3日、38系統鶴見駅西口17時33分発東神奈川駅西口行きを運行中、菊名橋交差点が赤信号にもかかわらず通過した。
自動車本部 鶴見営業所 バス運転手	運輸職員	57 歳	戒告	令和5年7月12日、13系統新横浜駅前16時14分発鶴見駅前行きを運行中、下末吉1丁目交差点が赤信号にもかかわらず通過した。
自動車本部 鶴見営業所 営業所係員	運輸事務職員	54 歳	戒告	令和5年7月9日、車両を搬送中に経路を間違えた際、経路確認のため営業所へ電話したが、通話をしながら走行した。

3 不適切な拾得作業

所 属	職 名	年 齢	処分内容	事案の概要
高速鉄道本部 駅務管理所 助役	運輸事務職員	60 歳	戒告	線路内に落ちた落とし物の拾得作業を終電後に行う際に、定められた手順を守らずに作業を行った。

お問合せ先
交通局人事課 Tel 045-671-3164